

～「笑顔があふれる学校づくり」をめざして～

☆子供たちと向き合う時間を確保して目指すものは☆

子供たちのための改革です。

- ◎教材研究や教材作成など、質の高い授業の準備をします。
新学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童生徒がこれからの時代を生き抜くことができる授業づくりをします。
学力調査の分析をし、一人一人に応じた指導ができるようにします。
- ◎子供一人一人の理解を深め、自己実現が図れるようにします。
子供一人一人に寄り添い、関わって成長を支援します。
- ◎余暇を活用しリフレッシュし、子供たちと全力で向き合います。
余暇を使って、人間的な魅力を高めたり自己研鑽に励んだりします。



教職員の働き方を知っていますか？

ところで…

- 休み時間には、
- ・ノートの丸付け
 - ・提出物の確認
 - ・子供たちの話を聞く
 - ・外遊びをする
 - ・次の時間の準備をする
 - ・学年の打合せをする
 - ・電話対応等を行っています。



教職員の勤務時間は、7時間45分です。

(多くの学校は8:15～16:45)



- ノートチェックは成績処理の一部です。その他に
- ・テストの採点
 - ・ノートの評価
 - ・作品へのコメント等を行っています。

先生方にとって教材研究（授業準備）は、大切な時間です。多忙になるとその時間がとれなくなってしまいます。本来、教員が担うべき業務に専念できる時間を確保するために、教職員の業務改善が必要です。

- 子供たちへの指導の他、校務分掌という学校が組織的に運営できるように行う業務を分担して仕事を進めています。例えば…
- ・会議資料の作成
 - ・行事を行う前の会議運営
 - ・外部の方との調整
 - ・特別教室の整理整頓
 - ・備品の確認
 - ・次年度に向けての計画作成 等です。



- 学年だより作成は学年・学級経営の一部です。その他に
- ・学級だより作成
 - ・教室の掲示物作成、掲示
 - ・学年行事の準備
 - ・校外学習の準備等を行っています。

さらに、会計事務や諸調査への協力等の業務が山積しています。

課題

勤務時間内で、終わらないことが前提の業務内容を行うことは、働いている教員を疲弊させています。適切な業務内容・業務量にすることが、課題です。

保護者や地域の皆様へ

桶川市の小・中学校の教職員は、子供たちのために、熱心に取り組んでいます。しかし、学校は、今たくさんの業務を抱え、多忙を極めております。いわゆる「過労死ライン」とされる月80時間を超える時間外の業務を行っている者が多数おります。このままでは、教職員が健康で子供たちに向き合うことができなくなる恐れがあります。また、この状況を放置すれば、桶川市で働くことを避ける教職員が出てくるかもしれません。

そこで、現在、桶川市教育委員会では、「教職員のための働き方改革」を推進しています。この改革は、教職員が本来担うべき業務に専念できるための改革です。また、そのことは、教職員が子供たちと向き合う時間を確保することにもつながり、結果的に「子供たちのための改革」となるのです。取組を進めるにあたりまして、保護者や地域の皆様のご理解とご支援が不可欠です。何卒、ご理解くださいますよう、お願いいたします。

<桶川市教育委員会と学校の協議による改善・改革の取組>

学校閉庁日の実施

8月11日～8月16日まで、11月14日、12月28日、1月4日は、学校に日直を置かず、教職員が連続した休暇を取得しやすいように学校閉庁日を設けています。

電話受付時間の設定

令和2年1月より、小学校では18:00に、中学校では19:00で電話受付を終了することといたしました。
*緊急の場合には桶川市教育委員会に連絡してください。

コミュニティ・スクールへの移行

学校運営協議会を設置した学校のことを、「コミュニティ・スクール」と言います。桶川市では順次コミュニティ・スクールへの移行を進め、令和3年4月より、市内全小・中学校がコミュニティ・スクールとなります。

学校・保護者・地域がこれまで以上に連携・協力を進め、地域とともにある学校づくりをすすめることは、教職員が専門性を発揮し、これまで以上に子供たちと向き合う時間の捻出につながります。

部活動の取組

桶川市教育委員会では、部活動についても「桶川市立中学校部活動方針」を策定（平成31年2月）し、取り組んでいます。以下、一部を紹介します。

5 適切な休養日の設定について

- ・休養日を、原則、平日、週に1日以上、土日は少なくとも1日以上設定する。
- ・長期休業中は、原則、週に2日以上休養日を設けるとともに、生徒が十分な休養と部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、休養期間を設ける。
- ・1日の活動時間は、原則、平日は長くとも2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※この内容は、平成30年3月のスポーツ庁の部活動ガイドライン及び平成30年7月の埼玉県部活動方針に則った内容になっています。

業務改善に関する研修会の実施

学校において、業務改善に関する研修や会議を実施し、できることから業務改善や意識改革に取り組んでいます。また、教職員は自らの在校時間を打刻し、勤務時間を意識した働き方に努めています。

<学校の業務の役割分担や適正化に向けて ～文部科学省より～>



基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 学校・関係機関・地域の連携を一層強化する体制の構築 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 学校・警察等関係機関・地域の連携を一層強化する体制の構築 ③学校徴収金の徴収・管理 銀行振込・口座引落、教育委員会事務局や首長部局による徴収・管理の実施等 ④地域ボランティアとの連絡調整 学校側の窓口としての地域連携担当教職員を校務分掌上位置づけることの促進等	⑤調査・統計等への回答等 調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査、研究事業の精査・精選、民間団体からの依頼に対する対応の精選等 ⑥児童生徒の休み時間における対応 地域人材等の参画・協力、輪番による負担軽減等の取組の実施 ⑦校内清掃 回数・範囲の合理的設定、地域人材等の参画・協力、輪番による指導の負担軽減等の取組の実施 ⑧部活動 部活動指導員等の積極的参画、部活動数の適正化、地域クラブ等との連携、活動時間や休養日の基準設定、入試における評価の見直し、人事配置等における評価の見直し等	⑨給食時の対応 学級担任と栄養教諭等との連携、ランチルームでの一斉給食、地域人材等の参画等の工夫の実施等 ⑩授業準備 サポートスタッフの積極的参画、ICTを活用した教材・指導案の共有化等 ⑪学習評価や成績処理 補助的業務へのサポートスタッフの積極的参画、ICTの活用等 ⑫学校行事の準備・運営 民間委託、外部人材の参画、行事の精選、授業時数に含めることの検討等 ⑬進路指導 外部人材等の参画・協力、検定試験等の民間委託、書類の簡素化等 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的人材の積極的参画、法的相談を受けるスクールロイヤー等の配置等

文部科学省は、これまで学校・教職員が担ってきた代表的な業務を取り上げて、その受皿の整備や確保を進め、中心となる担い手を学校・教職員以外の方々に移していけるよう検討することを求めています。



文部科学省 H30.2.9 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）等」より

【問い合わせ先】 桶川市教育委員会 学務課 電話：048-786-3211（代表）

